

## 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件業務委託に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

愛媛県地方税電子申告等支援サービス提供業務

#### (2) 委託業務の内容等

ア 地方税電子申告等支援サービス提供リプレイス業務

イ 地方税電子申告等支援サービス提供運用業務

ウ 地方税法令上に明文規定を有する申告・申請等手続のデジタル化対応業務  
(令和 7 年度分)

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和 10 年 12 月 7 日まで

ア 地方税電子申告等支援サービス提供リプレイス業務

契約締結の日から令和 7 年 12 月 7 日まで

イ 地方税電子申告等支援サービス提供運用業務

令和 7 年 12 月 8 日から令和 10 年 12 月 7 日まで

ウ 地方税法令上に明文規定を有する申告・申請等手続のデジタル化対応業務  
(令和 7 年度分)

契約締結の日から令和 7 年 12 月 31 日まで

#### (4) 入札方法

(1) についての総価で行う。

入札金額は、総価と共に内訳として 1 (2) ア及び 1 (2) ウに掲げる内容の業務委託に要する額と 1 (2) イに掲げる内容の業務の委託期間である 36 月分の額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 知事の審査を受け、令和 5～7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

- (4) 地方共同法人地方税共同機構（以下「機構」という。）の定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき、認定委託先事業者として認定された者であること。

### 3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

#### (1) 必要書類

- ア 誓約書（様式1）
- イ 入札参加資格確認書（様式2）
- ウ 認定委託先事業者認定通知書の写し

#### (2) 入札参加資格確認書の提出方法

##### ア 提出先

〒790-0001

愛媛県松山市一番町四丁目2番地 NTT コム松山ビル6階

愛媛県総務部行財政推進局税務課直税係

##### イ 提出期限

令和7年7月16日（水）午後5時

##### ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもののうち配達記録が残るもので、期限の最終日の午後5時までに到達したものに限り。以下同じ。）

##### エ 受付時間

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

#### (3) 入札参加の可否の通知

提出された入札参加資格確認書等の内容を確認し、入札参加の可否について、令和7年7月22日（火）までに提出者に「入札参加資格決定通知書」により通知する。

#### (4) その他

- ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書は返却しない。
- ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

### 4 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和7年7月23日（水）午後5時までに3(2)アに掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、令和7年7月28日（月）までに、書面により行う。

## 5 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別紙の実施要領、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該実施要領等について疑義がある場合は、3(2)アに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、実施要領等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書(様式3)を直接に提出しなければならない。なお、郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、電子メールその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
  - ア 件名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭でかつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状(様式4)に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、本件業務委託の価格を見積るものとする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、支払いの際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、実施要領等に記載の諸条件を十分考慮して入札金額を見積るものとする。

## 6 開札

### (1) 開札の日時及び場所

令和7年7月29日(火) 午前10時00分

いよてつ会館5階会議室

愛媛県松山市大街道三丁目1番地1

- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入室できない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格決定通知書（以下「資格決定通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状（様式4）を提出しなければならない。
- (5) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
  - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。入札回数3回で落札しない場合は、2回を限度として見積（様式5）に移行するものとする。

## 7 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書。
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書。
- (3) 件名又は入札金額のない入札書。
- (4) 入札金額を訂正したものでその訂正について押印のない又は入札金額の記載が不明確な入札書。
- (5) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。  
(入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
- (7) 件名に重大な誤りがある入札書。
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」

に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。

- (9) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書。
- (10) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書。
- (11) その他会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書。

## 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としめない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
  - ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
  - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。なお、最低の価格で入札をした者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、会計規則、実施要領、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (8) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5日以内に契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があつたときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約者が契約申込書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 9 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、3（2）イに掲げる申請書受付期限までに電子メール（zeimu@pref.ehime.lg.jp）にて電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式6）を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 10 契約条項

別添「委託契約書（案）」のとおり

## 11 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

ウ 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

### (2) 契約保証金

ア 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書（様式7）」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ アに定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 12 その他の事項

(1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件の入札契約手続きに関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。

(2) 本件の入札契約手続きに関しての照会先は、3（2）アに掲げるとおり。

(3) 本入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を直接に又は郵送等により提出すること。

### ア 提出期間

令和7年7月7日(月)から16日(水)午後5時まで

### イ 提出場所

3（2）アに掲げる場所